

- 審査し決議するものとす
- (4) 代議員會議長は互選に依り選出す
- (5) 幹事は組合員全体を三部に分ち各部より三名宛合計九名を選出す

- 幹事長は幹事中より一名を互選す
- (6) 幹事會は代議員會の決議に従ひ一切の會務を處理す

第五條 本會には幹事を補佐し専門事務を遂行する爲に左の各委員を置く

- 一 集會委員 若干名
- 二 調査委員 若干名
- 三 出版委員 若干名
- 四 宣傳委員 若干名
- 五 會計委員 若干名

第六條 代議員及幹事の任期は一ヶ年とす

第七條 代議員會及總會の期日は幹事會に於て決定す

第三章 事業

第八條 本會の目的を達成する爲に左の各事業を行ふ

- 一 研究部 各自の作業状態、勞働條件其他必要の事項につき調査研究し必要ある時は當局に建議し或は要求す

他電鐵従業員にして本會に加入せんとする時は組合員一名以上の紹介を要す

第十六條 組合員退會せんとする時は幹事會に届出づべし

第十七條 本會は學者、法律家、醫師、其他必要と認めたる人を顧問として依頼する事を得 但し顧問を依頼する場合は代議員會の決議を経るを要す

第七章 賞 罰

第十八條 組合員又は顧問にして本會の爲多大の功勞ありと認めたる者には代議員會の決議に依り表彰し或は相當の金品を贈呈する事を得

第十九條 組合員にして本會の面目をけがし或は甚だしき不信不義の言動ありたる時は代議員會の決議を経て戒告し或は除名する事を得

第二十條 第二十條及第十九條の執行迅速を要する場合は幹事會の決議に依り之を行ひ次回の代議員會に於て之を報告し承認を得る事を得るものとす

第二十一條 以上の規約は代議員三分の二以上の同意を得て改正する事を得

67 57

3

同上會名古屋支部細則

第一條 支部は本部の組織に準じ、外本部に依り之を組織す

第二條 規約第五條の目的を達す爲に毎年一回總會を開ク

第三條 庶務、庶務、庶務等ニ保管スルハ庶務員ハ會費ノ如クシテ一ヶ月會費ヲ納出スルモノトス

第四條 庶務員ハ如何ナル事由ニ由リ但シ總會スルモ一切返戻セズ

第五條 庶務員ハ總會ニ於テ其ノ職務ニ付金銭ヲ本部ニ納付スルモノトス

第六條 收入金ハ本會評議會ノ承認シテ銀行若クハ郵便局ニ會者及經理掛ノ名義ヲ以テ預ケ入ルモノトス

第七條 收入金ハ内金五圓以内ハ經理掛ニ於テ保管スベシ

第八條 金品之ニ代ルベシ證券ハ經理掛ニ於テ保管スベシ

第九條 支部長一名支部委員ノ五員ヲ選出スルモノトス

會評議會ノ決議ニ據ル

第十二條 本會員同居ノ家族中死亡者アリシトシテ又ハ本會員ニシテ現役入會者ニ對シ本會代表トシテ役員一名ヲ選出スルモノトス

但シ勤務時間其他ノ係止不得場合ハ此限リテ本會員ニシテ死亡シタル時ハ庶務員ニ對シテモトス

附 表

會員名簿 金銭出納簿 物品現數表 贈贈芳名錄 支部歴史

他電鐵従業員にして本會に加入せんとする時は組合員一名以上の紹介を要す

第十六條 組合員退會せんとする時は幹事會に届出づべし

第十七條 本會は學者、法律家、醫師、其他必要と認めたる人を顧問として依頼する事を得 但し顧問を依頼する場合は代議員會の決議を経るを要す

同上會名古屋支部細則

第一條 支部は本部の組織に準じ、外本部に依り之を組織す

第二條 規約第五條の目的を達す爲に毎年一回總會を開ク

第三條 庶務、庶務、庶務等ニ保管スルハ庶務員ハ會費ノ如クシテ一ヶ月會費ヲ納出スルモノトス

第四條 庶務員ハ如何ナル事由ニ由リ但シ總會スルモ一切返戻セズ

第五條 庶務員ハ總會ニ於テ其ノ職務ニ付金銭ヲ本部ニ納付スルモノトス

第六條 收入金ハ本會評議會ノ承認シテ銀行若クハ郵便局ニ會者及經理掛ノ名義ヲ以テ預ケ入ルモノトス

第七條 收入金ハ内金五圓以内ハ經理掛ニ於テ保管スベシ

第八條 金品之ニ代ルベシ證券ハ經理掛ニ於テ保管スベシ

第九條 支部長一名支部委員ノ五員ヲ選出スルモノトス

會評議會ノ決議ニ據ル

第十二條 本會員同居ノ家族中死亡者アリシトシテ又ハ本會員ニシテ現役入會者ニ對シ本會代表トシテ役員一名ヲ選出スルモノトス

但シ勤務時間其他ノ係止不得場合ハ此限リテ本會員ニシテ死亡シタル時ハ庶務員ニ對シテモトス

附 表

會員名簿 金銭出納簿 物品現數表 贈贈芳名錄 支部歴史